

富山県がん診療地域連携拠点病院等の指定に関する要綱 一部改正（案） 新旧対照表

旧	新
<p>(地域連携拠点病院の指定)</p> <p>第2条 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院であって、次の要件のすべてを満たすものを、地域連携拠点病院として指定することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原則として、がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成20年3月1日付け健発第0301001号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）の「II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について」に定める要件を<u>すべて満たしていること。</u></p> <p>(3) <u>富山県がん診療地域連携拠点病院等選考委員会</u>の意見を踏まえ、知事が適当と認めること。</p> <p>2・3・4・5 (略)</p> <p>(人材育成拠点病院の指定)</p> <p>第3条 知事は、局長通知に基づき指定された県内の地域がん診療連携拠点病院のうち、次の要件をすべて満たすものを、人材育成拠点病院として指定することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>富山県がん診療地域連携拠点病院等選考委員会</u>の意見を踏まえ、知事が適当と認めるもの。</p> <p>2・3・4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p>	<p>(地域連携拠点病院の指定)</p> <p>第2条 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院であって、次の要件のすべてを満たすものを、地域連携拠点病院として指定することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原則として、がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成26年1月10日付け健発0110第7号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）の「II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について」に定める要件を満たしていること。 <u>ただし、「2 診療実績」については概ね満たすよう努めていること。</u></p> <p>(3) <u>富山県がん対策推進協議会がん診療体制部会</u>の意見を踏まえ、知事が適当と認めること。</p> <p>2・3・4・5 (略)</p> <p>(人材育成拠点病院の指定)</p> <p>第3条 知事は、局長通知に基づき指定された県内の地域がん診療連携拠点病院のうち、次の要件をすべて満たすものを、人材育成拠点病院として指定することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>富山県がん対策推進協議会がん診療体制部会</u>の意見を踏まえ、知事が適当と認めるもの。</p> <p>2・3・4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>